

解説 総合評価

総合評価の必勝本

きたじま しげただ
北嶋 滋只

千葉県土整備部
都市整備局下水道課管理整備室長



1 はじめに

談合や低価格入札による施工業者の決定により、適切な技術力を持たない、いわゆる不適格業者の施工による工事の品質低下が危惧されたことから、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行されました。これを受けて、公共工事の入札において「総合評価方式」が導入され、これまでの価格のみの競争から技術力も加味された総合的に優れた契約になるよう入札方式が変更されました。

ここでは、千葉県における総合評価

方式の実施状況と、下水道の推進工事を事例とした総合評価方式の内容、及び今後の展望について述べたいと思います。

2 千葉県における総合評価

2.1 実施状況

千葉県では、平成17年4月の品確法の施行を受けて、平成18年度に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を作成し、総合評価方式を導入しました。導入当初は、試行として県土整備部の工事15件についてのみ総合評価方式を実施しましたが、平成19年度から

は、本格施行として5,000万円以上の工事について原則全ての案件で総合評価方式を実施しています。これまでの実施件数は表-1のとおりです。

表-2は下水道工事での実績です。推進工事については、これまでに9件の総合評価方式を実施しました。

2.2 総合評価方式の種類

千葉県で実施している総合評価方式は、工事の特性（技術的な工夫の余地、技術提案の余地）に応じて、以下の4つの中から選択することとしています。

- ・特別簡易型
- ・簡易型
- ・標準型
- ・高度技術提案型

特別簡易型は、小規模で施工上の工夫を求める工事として、5千万円以上1億円未満の工事採用しています。

簡易型は、適切で確実な施工を行う能力を求める工事として、1億円以上の工事採用しています。

標準型及び高度技術提案型は、工事目的物の性能や機能向上等に対し、請負者に技術提案を求める工事採用することとしています。

なお、総合評価方式の実施フローは図-1のとおりです。

表-1 総合評価方式の実施件数

年度		H18	H19	H20	H21	H22
実施件数	県土整備部	15	59	138	161	136
	上記以外	0	22	109	157	145
	計	15	81	247	318	281

表-2 下水道工事における総合評価方式の実施件数

年度		H18	H19	H20	H21	H22	計
実施件数	土木工事（推進以外）	0	1	2	1	1	5
	推進工事	1	3	1	1	3	9
	設備工事	4	4	13	16	16	53
	計	5	8	16	18	20	67

2.3 評価の方法

千葉県における評価の方法は以下のとおりです。

- ・除算式。
- ・加算点の満点は、「簡易型」30点、「特別簡易型」20点。
- ・技術評価点＝標準点＋加算点。標準点は100点。
- ・評価値＝技術評価点／価格＝（標準点＋加算点）／価格

3 事例紹介

3.1 工事概要

ここからは、実際に発注いたしました推進工事に関する総合評価について、述べたいと思います。これから紹介する工事は、平成22年度に発注しました江戸川左岸流域下水道の管きょ築造工事で、工法は泥濃式推進工法です。工事の概要は以下のとおりです。

【工事概要】

工 事 名：江戸川左岸流域下水道管きょ築造工事

（野田幹線208工区）

工事箇所：千葉県野田市下三ヶ尾地先

工事内容：工事延長L＝514.7m

（上流L＝219.1m）
（下流L＝295.6m）

泥濃式推進工法（φ800mm）

組立マンホール設置 3箇所

この幹線は平成23年度中に完成・供用開始する必要があることから、隣接する工区も同時に発注いたしました。

この工事の主な入札参加資格要件は、次のようになっています。

- ①入札参加資格者名簿における格付がA等級である者
- ②県内に本店がある者
- ③過去15年間に同種工事を元請として施工した実績がある者
- ④隣接工区の入札参加を申請していない者。

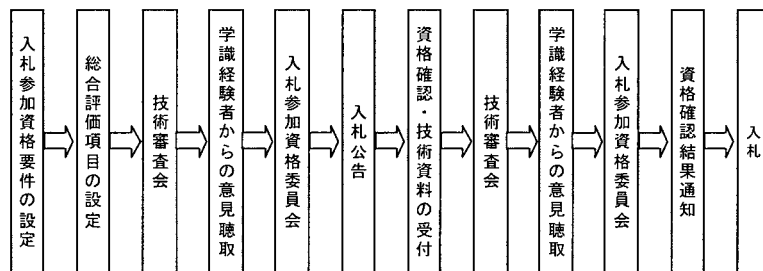


図-1 総合評価方式のフロー

3.2 総合評価の内容

総合評価の評価項目は表-3のとおりです。施工計画は12点満点で、その他、企業の施工能力や技術者の能力及び地域貢献度等の客観的項目を含めると、評価点の合計は35点となります。

施工計画は、現場条件や供用開始時期の厳守等を考慮し、「施工上配慮すべき事項」として次の5点について提案を求めました。

(1) 施工精度を確保するための

技術的な提案

本工事は、近接して地下埋設物があることから、施工精度の確保について具体的な提案を求めました。

(2) 障害物等による掘進機停止時の

対策に関する提案

障害物等により掘進機が停止した場合、掘進機を回収することは容易ではないため、掘進機停止時の対策について具体的な提案を求めました。

(3) 交通及び雨天時の安全対策に

関する提案

本工事の発進立坑は交差点付近にあり、また地形的に雨水が集まる箇所のため、交通安全対策及び雨天時の安全対策について具体的な提案を求めました。

(4) 工期に配慮した施工管理に

関する提案

本幹線は供用開始時期が決定していることから工事の遅延は許されず、また、隣接工区も同時に発注していることから、工程管理に関する具体的な提案を求めました。

(5) 発進立坑周辺の地盤変動への対応に関する提案

発進立坑周辺は軟弱なため、地盤変動に対する具体的な提案を求めました。

3.3 結果

本工事の応募者は7者あり、その結果は表-4のとおりとなりました。

施工計画については、4者が10点、3者が0点と、二極化しています。その内容を見ると、10点を与えられた4者の提案は、実施方法のみならずその効果や目的まで記入されているのに対して、0点の3者は、実施方法のみを記入しその効果がわからないものや、そもそも共通仕様書等に書かれていることを記入しているなど、両者の間に大きな差がありました。

その他の評価項目については、一般的に「優良工事表彰の実績」と「配置予定技術者の施工経験」で差が付きやすい傾向にあります。逆に言えば、「施工計画」、「優良工事表彰の実績」、「配置予定技術者の施工経験」の3項目で高い評価を得られれば、技術評価点で最高点を取れる可能性が高いということです。

なお、平成22年度に発注した3本の推進工事は、全て、価格の低い企業を押さえて技術評価点が最も高い企業が落札しています。本工事においても、価格では他社が勝ちましたが、落札したのは技術評価点が最高点のB社でした。そうした意味では、総合評価方式の効果はあったものと思われます。